

令和7年度(2025年度)熊本市社会福祉施設等

物価高騰対策緊急支援金事業(介護分)Q & A

○要綱第1条(目的)関係

Q1 この支援金の目的は何か。

A1 本支援金の目的は、物価高騰の影響を受けて費用が増加している社会福祉施設等の負担軽減を図り、安定的な福祉サービスの提供を確保することです。

○要綱第2条(交付対象者)関係

Q2 この支援金事業の対象施設を知りたい。

A2 令和7年度(2025年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱(以下「要綱」という)の「別表1 高齢者福祉施設等」に掲げる施設で、以下の条件を満たす施設です。

- ・支援金の申請日時点で事業の廃止又は休止を行っていないこと。
(届出を行わない事実上の廃止又は休止を含む。)
- ・国又は地方公共団体の運営でないこと。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・交付対象施設等の役員または使用人が熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94条)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
- ・業務上の行為により法令に違反し、令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間に、行政処分を受けていないこと。(所管する交付対象施設等を含む)

ただし、「養護老人ホーム」と「軽費老人ホーム」については、本市高齢福祉課が支援金交付を行いますので、本市高齢福祉課の通知に従って申請してください。

Q3 令和6年度に休止した期間があるが、対象となるか。

A3 今回の支援金は、令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日の半年間の食材費、光熱水費、燃料費、消耗品費等に対する支援であり、令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日の半年間のうち、運

営日数が30日以上あれば対象となります。

Q4 令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間に30日以上運営実績があっても、申込日時点で事業を廃止又は休止している場合は対象とならないのか。

A4 本事業の趣旨が安定的な福祉サービスの提供を支援することであるため、申込日時点で継続してサービスを提供していない施設等は対象外となります。

Q5 届出を行わない事実上の廃止又は休止とは、こういった状態をいうのか。

A5 例えば、介護保険事業所のみなし指定を受けているがサービスの提供は行っていない場合など、廃止・休止は行っていないが令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間に30日以上の運営実績がない場合を想定しています。

Q6 令和7年(2025年)4月1日以降に開設・運営した事業所は対象外となるのか。

A6 今回の支援金は、令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間に生じた経費を交付対象としているため、令和7年(2025年)4月1日以降に開設した事業所は対象外となります。

Q7 利用者負担額を値上げしていても交付金の対象となるのか。

A7 利用者負担額を値上げの有無に関わりなく、A2に記載の事業所は支援金の対象となります。

令和4・5年度は利用者負担額を引き上げた事業所は対象外としておりましたが、令和6・7年度は事業種別とその定員数に応じて一律に支援金を交付することとし、利用者負担額の引き上げの有無を要件にしていません。

Q8 熊本市外に住所を有する施設等であるが、熊本市の住民である利用者の分だけでも申込みできないか。

A8 熊本市に住所を有する施設等であることが要件ですので、申込みできません。

Q9 同一施設で認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けているが、それぞれ対象施設として申請できるか。

A9 申請できません。なお、同一事業所でこの両方のサービスを実施している場合は、申請書の一覧に「認知症対応型共同生活介護」だけが掲載されるようになっております。掲載されているサービス名で申請してください。

Q10 同一事業所で訪問介護と総合事業の訪問型サービスA事業所の指定を受けているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A10 申請できません。なお、同一事業所でこの両方のサービスを実施している場合は、申請書の一覧に「訪問介護」だけが掲載されるようになっております。また、どちらか一方のサービスだけを実施されている場合は、そのサービス名だけが掲載されます。掲載されているサービス名で申請してください。

Q11 同一事業所で地域密着型通所介護と介護予防通所サービスを実施しているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A11 申請できません。なお、同一事業所でこの両方のサービスを実施している場合は、申請書の一覧に「地域密着型通所介護」だけが掲載されるようになっております。また、どちらか一方のサービスだけを実施されている場合は、そのサービスだけが掲載されます。掲載されているサービス名で申請してください。

Q12 同一事業所で介護関係と障がい関係の共生型サービスを実施しているが、それぞれ対象となるか。

A12 今回の支援金においては、それぞれ対象事業所として申請できます。ただし、障がい分の支援金の申請は、障がい福祉課からの通知に従って申請してください。

Q13 同一事業所で、介護関係と併せて障がい福祉サービスを一体的に実施しているが、介護分と障がい分それぞれ対象となるか。

A13 今回の支援金においては、それぞれ対象事業所として申請できます。ただし、障がい分の支援金の申請は、障がい福祉課からの通知に従って申請してください。

Q14 同一事業所で介護サービスである訪問介護と障がい者サービスである居宅介護・重度訪問介護を実施しているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A14 今回の支援金においては、それぞれ対象事業所として申請できます。

Q15 通所系の支援金区分の規模はどのように選択するとよいか。

A15 基本的に、介護報酬算定にかかる届出(体制届)に記載している規模(令和7年(2025年)3月末時点)で選択してください。介護報酬算定に係る規模を届ける必要がない事業の場合は、1月当たりの平均利用者が750人以内の場合は「通所系(通常規模型)」を、751人以上の場合は「通所系(大規模型)」を選択してください。なお、小規模多機能型居宅介護事業所は、利用定員等によらず、「通所系(小多機)」を、看護小規模型居宅介護支援事業所は「通所系(看多機)」を選択してください。

Q16 同一建物で訪問介護と居宅介護支援事業所の指定を受けているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A16 それぞれ対象事業所として申請できます。

Q17 同一建物で介護老人福祉施設と併設して10床の短期入所生活介護の指定を受けているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A17 それぞれ対象事業所として申請できます(ただし、空床利用型を除く)。

Q18 短期入所生活(療養)介護事業所のうち、空床利用型が対象とならないのはなぜか。

A18 空床利用型は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の入所者が定員に満たないときに利用できますが、空床利用型の定員は、特別養護老人ホーム等の定員の内数となっているため、対象外としています。

Q19 介護老人保健施設で、短期入所療養介護のみなし指定を受けているが、それぞれ対象事業所として申請できるか。

A19 申請できません。介護老人保健施設の短期入所療養介護事業所は空床利用

型のみですので、対象となりません。「介護老人保健施設」で申請してください。
※介護医療院等で、短期入所療養介護のみなし指定を受けた場合も同じ取扱いです。

○要綱第3条(対象経費)関係

Q20 対象経費の「令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日」までの間に交付対象者が支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る「上昇分」とはいつと比較して増加した分か。

A20 「令和3年(2021年)10月1日から令和4年(2022年)3月31日」までの費用と、「令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日」までの費用を比較して、光熱費等の対象経費が増加している場合は対象となります。令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日の間に新設した事業所は、事業計画などで当初想定していた光熱費等の対象経費と、実際の費用を比較して、増加している場合は対象となります。

Q21 対象経費について、食材費・水道費・光熱費・ガス代等の合計が増加している必要があるか。

A21 食材費・水道費・光熱費・ガス代等のうち、どれか1つだけでも増加していれば申請可能です。

○要綱第5条(交付の申請)関係

Q22 申請方法はどのようにすればよいか。

A22 原則としてメールで申請いただきます。郵送による申請も可能ですが、メールによる申請にご協力ください。対象事業所を所管する事業者代表者宛てにメールにて通知(「令和7年度(2025年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金(介護分)の交付について」)をお送りしております。メール添付の「R7'物価高騰支援金交付申請書」(エクセル)を作成し、交付申請・請求いただきますようお願いいたします。

Q23 一つの事業者代表者が、要綱の「別表1 高齢者福祉施設等」の事業種別の欄に掲げる事業を複数実施している場合、それぞれの事業が交付対象となるのか。対象となる場合、まとめて申請は可能か。

A23 例えば、一つの事業者代表者で介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護の3つの事業を運営している場合や、一つの事業者代表者で通所介護事業所を2か所運営している場合は、それぞれが交付対象となります。

申請は、事業者代表者が複数事業所を一つにまとめて行ってください。

Q24 支援金の申込者は、法人名・法人の代表者等ではなく、各施設・事業者ごとに管理者が申し込んでも良いか。

A24 事業者代表者(法人代表者名等)ごとの申込みとなっています。その他の場合は再提出となります。

Q25 申請後、どのような手続きが必要か。

A25 申請いただいた後は、介護保険課で審査の手続きをいたしますのでしばらくお待ちください。交付等が決定しましたら通知いたします。

Q26 申請した支援金の支払い時期はいつ頃になるか。

A26 基本的に令和7年(2025年)8月までに支払いを行う予定です。

Q27 実績報告や、仕入控除税額の報告は必要か。

A27 今回は、申請書の提出をもって実績報告とみなすため、申請と別途の実績報告は不要です。また、対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いた分とするため、仕入控除税額の報告も不要です。

○要綱第7条(関係書類の整備)関係

Q28 支援金の対象経費の領収書等は保管しておく必要があるのか。

A28 次年度から起算して5年間(令和12年度末まで)は保管する必要があります。本市が求めるときに提出していただく場合があります。

Q29 整備すべき関係書類にはこういったものがあるか。

A29 対象経費の収支に関する帳簿類や領収書等の書類を整備してください。

○要綱第10条(支援金の返還)関係

Q30 支援金申込後に休止となった場合は、交付された支援金を返還する必要があるか。

A30 令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日の半年間のうち、運営日数が30日以上あれば対象となり、申請時に事業の廃止・休止を行っておらず、申請及び支援金の受け取りができれば、その後廃止・休止となっても返還の必要はありません。

○その他

Q31 当該支援金の受給において、法人代表者の口座ではなく、直接事業所の口座へ振り込んで欲しい場合はどうしたらよいか。

A31 委任状の提出をお願いします。様式については、申請時に使用いただく「R7' 物価高騰支援金交付申請書」の委任状シートを使用し、委任者の印を押印のうえ、原本の郵送提出をお願いします。

Q32 今後も同様の支援が続くか。

A32 現時点では未定です。